

独立行政法人福祉医療機構役員給与規程新旧対照表（改正部分のみ）

新	旧
（俸給） 第4条 役員の俸給の月額、次の各号とする。 (1) 理事長 <u>921,000円</u> (2) 理事 <u>830,000円</u> (3) 監事 <u>727,000円</u> 2～5 省略 （特別手当） 第7条 略 2 略 3 期末手当の額は、役員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に6月に支給する場合においては<u>100分の65</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の85</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 4 略 5 奨励手当の額は、基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、機構が支給する奨励手当の額の総額は、奨励手当基礎額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額を超えてはならない。 6～8 略 附 則（平成22年4月1日） この改正は、平成22年4月1日から実施する。	（俸給） 第4条 役員の俸給の月額、次の各号とする。 (1) 理事長 <u>976,000円</u> (2) 理事（理事長が指定した者） <u>889,000円</u> (3) <u>(2)以外の理事</u> <u>830,000円</u> <u>(4) 監事</u> <u>727,000円</u> 2～5 省略 （特別手当） 第7条 略 2 略 3 期末手当の額は、役員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に6月に支給する場合においては<u>100分の75</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の80</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 4 略 5 奨励手当の額は、基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、機構が支給する奨励手当の額の総額は、奨励手当基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額を超えてはならない。 6～8 略